

第22期第18回 佐賀県有明海区漁業調整委員会

日 時：令和5年1月26日（木）

14：00～

場 所：佐賀県水産会館「大会議室」

（佐賀市西与賀町厘外821番地の2）

～ 次 第 ～

1 開 会

2 議 題

（1）令和5年度刺網漁業等福佐相互入漁に係る許可方針（案）

について（諮問）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P1～8

（2）令和5年もがい特別採捕の許可方針（案）について（協議）・・・・ P9～10

（3）ウミタケ調査操業の結果について（報告）・・・・・・・・・・・・ P11～23

（4）佐賀福岡両県の漁業調整に関する協定書について（協議）・・・・ P24～26

（5）その他

3 閉 会

水産第 4126 号

令和 5 年 1 月 23 日

佐賀県有明海区漁業調整委員会

会長 西久保 敏 様

佐賀県知事 山口 祥義



令和 5 年度刺網漁業等福佐相互入漁に係る許可方針（案）について（諮問）

佐賀県有明海における令和 4 年度の刺網漁業等の福岡県からの入漁許可については、令和 5 年 6 月 30 日で期間満了となります。

つきましては、令和 5 年度の入漁許可に当たり、別添のとおり許可方針を定めることについて、佐賀県漁業調整規則第 11 条第 3 項、第 5 項及び第 15 条第 2 項の規定により貴委員会の意見を求めます。

（担当：農林水産部水産課）

令和5年度刺網漁業等福佐相互入漁（佐賀県有明海区への入漁）許可方針（案）

第1 制限措置

1 漁業種類

佐賀県有明海区に入漁する漁業種類は、すずき流し刺網漁業、えび三重流し刺網漁業、雑魚一重流し刺網漁業、固定式刺網漁業及びげんしき網漁業とする。

なお、潜水器漁業は、別途取り扱うこととし、福岡佐賀有明海連合海区漁業調整委員会で協議する。

2 許可又は起業の認可をすべき船舶の数

120隻

3 船舶の総トン数

制限なし

4 推進機関の馬力数

制限なし

5 操業区域

佐賀県有明海（農林水産大臣管轄漁場を除く。）

6 漁業時期

1月1日から12月31日まで

7 漁業を営む者の資格

- (1) 福岡県において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者
- (2) 福岡県の漁船原簿に登録されている船舶を使用する権利を有する者
- (3) 佐賀県漁業調整規則（令和2年佐賀県規則第63号。以下「規則」という。）第10条第1項各号のいずれにも該当しない者
- (4) 適切な資源管理を実践できる者
- (5) 漁業の生産力の向上に努めようとする者

第2 許可の有効期間

令和45年7月1日から令和56年6月30日まで

第3 申請すべき期間

- 1 申請すべき期間は、令和45年4月28日から令和45年5月31日までとする。
- 2 7月、10月、翌年1月の各月の末日時点において、有効な許可又は起業の認可を受けている船舶の数が120件に満たないときは、残枠について各月の翌月1ヶ月間を新たな申請すべき期間として追加する。ただし、この場合において、申請すべき期間の最終日が閉庁日となるときは、その次の開庁日までを申請すべき期間に加える。

第4 許可の基準

申請すべき期間に受付けた申請の数が、許可又は起業の認可をすべき船舶の数を

超える場合は、次に掲げる優先順位により許可又は起業の認可をする者を定める。ただし、同順位である者相互間の優先順位は抽選による。なお、規則第9条第1項第2号に該当する場合は、この限りでない。

- (1) 前回の許可の有効期間中に申請に係る漁業許可を有していた者。ただし、当該順位の適用は、有していた許可件数の範囲までとする。
- (2) 申請に係る漁業と同一の福岡県の漁業許可を有している者
- (3) 申請に係る漁業以外の福岡県の漁業許可を有している者
- (4) 上記(1)から(3)に該当しない者

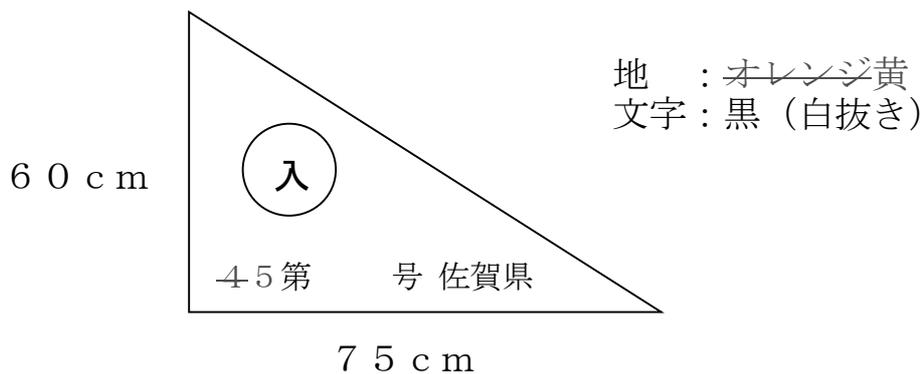
第5 条件
別紙のとおり

(すずき流し刺網 入漁)

条件

- 1 沖神瀬灯標を中心とした半径500メートル以内の区域及び夜灯鼻灯台から真方位45度00分、1,000メートルの点を中心とした半径500メートル以内の区域では操業してはならない。
- 2 使用する網の総延長は、530メートル（仕立上り）以下とし、網の目合は、一重網は11センチメートル以上、三重網は外網30センチメートル以上、内網11センチメートル以上とする。
- 3 使用する漁具は、一重網又は三重網のいずれか1統でなければならない。
- 4 操業の際は、佐賀県が定める標旗を船舷上1.5メートル以上の高さに掲げなければならない。
- 5 ボンデンに設置する旗は水面から1m以上の高さに設置し、旗色は「西側：赤、東側：黒」にしなければならない。

(標旗)



(参考：はえ縄漁業等の漁具の標識について) <佐賀県漁業調整規則>

第55条 はえ縄漁業、げんしき網漁業、固定式刺網漁業及び刺網漁業に従事する操業責任者は、その操業中、幹縄又は網の両端に、水面上1メートル以上の高さのボンデンをつけ、幹縄又は浮子網の中間に300メートルごとに浮標をつけなければならない。この場合、夜間においては、当該ボンデンに1キロメートル以上離れた場所から認識できる電灯その他の照明を掲げなければならない。

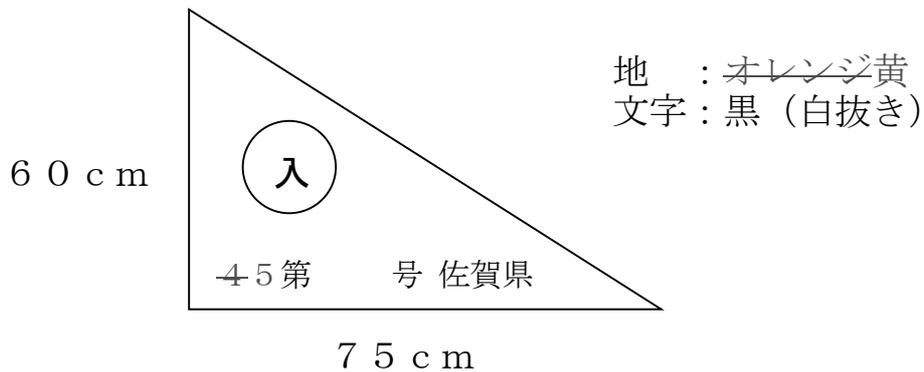
2 前項に規定する漁具の標識には、当該漁業を営む者の氏名又は名称及び住所を記載しなければならない。

(えび三重流し刺網 入漁)

条件

- 1 沖神瀬灯標を中心とした半径500メートル以内の区域及び夜灯鼻灯台から真方位45度00分、1,000メートルの点を中心とした半径500メートル以内の区域では操業してはならない。
- 2 一隻が使用する網の総延長は、300メートル（仕立上り）以下とし、網の目合は外網18センチメートル以下、内網3.5センチメートル以下とする。
- 3 使用する漁具は2統までとする。（2統を使用する場合においても、その合計の網の総延長は、300メートルを超えることはできない。）
- 4 操業の際は、佐賀県が定める標旗を船舷上1.5メートル以上の高さに掲げなければならない。
- 5 ボンデンに設置する旗は水面から1m以上の高さに設置し、旗色は「西側：赤、東側：黒」にしなければならない。

(標旗)



(参考：はえ縄漁業等の漁具の標識について) <佐賀県漁業調整規則>

第55条 はえ縄漁業、げんしき網漁業、固定式刺網漁業及び刺網漁業に従事する操業責任者は、その操業中、幹縄又は網の両端に、水面上1メートル以上の高さのボンデンをつけ、幹縄又は浮子網の中間に300メートルごとに浮標をつけなければならない。この場合、夜間においては、当該ボンデンに1キロメートル以上離れた場所から認識できる電灯その他の照明を掲げなければならない。

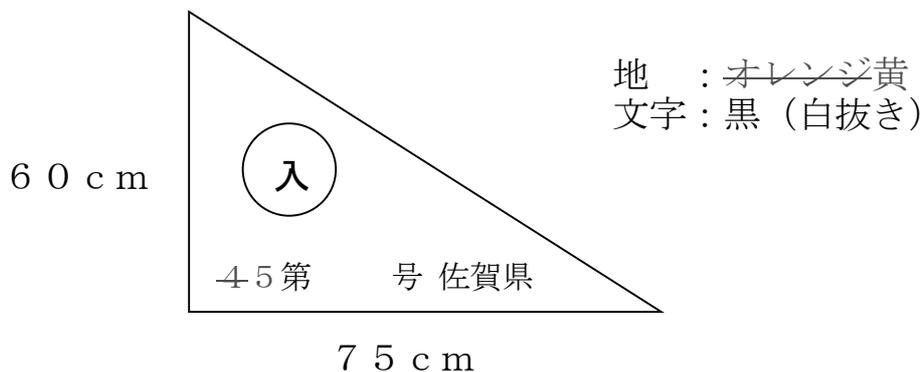
2 前項に規定する漁具の標識には、当該漁業を営む者の氏名又は名称及び住所を記載しなければならない。

(雑魚一重流し刺網 入漁)

条件

- 1 沖神瀬灯標を中心とした半径500メートル以内の区域及び夜灯鼻灯台から真方位45度00分、1,000メートルの点を中心とした半径500メートル以内の区域では操業してはならない。
- 2 使用する網の総延長は、450メートル（仕立上り）以下とし、網丈は6メートル以下、網の目合は10センチメートル以下とする。
- 3 使用する漁具は1統でなければならない。
- 4 操業の際は、佐賀県が定める標旗を船舷上1.5メートル以上の高さに掲げなければならない。
- 5 ボンデンに設置する旗は水面から1m以上の高さに設置し、旗色は「西側：赤、東側：黒」にしなければならない。

(標旗)



(参考：はえ縄漁業等の漁具の標識について) <佐賀県漁業調整規則>

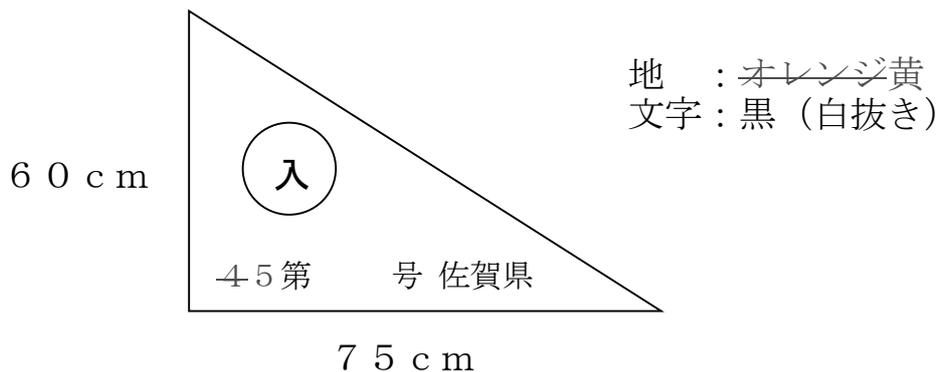
第55条 はえ縄漁業、げんしき網漁業、固定式刺網漁業及び刺網漁業に従事する操業責任者は、その操業中、幹縄又は網の両端に、水面上1メートル以上の高さのボンデンをつけ、幹縄又は浮子網の中間に300メートルごとに浮標をつけなければならない。この場合、夜間においては、当該ボンデンに1キロメートル以上離れた場所から認識できる電灯その他の照明を掲げなければならない。

2 前項に規定する漁具の標識には、当該漁業を営む者の氏名又は名称及び住所を記載しなければならない。

条件

- 1 沖神瀬灯標を中心とした半径500メートル以内の区域及び夜灯鼻灯台から真方位45度00分、1,000メートルの点を中心とした半径500メートル以内の区域では操業してはならない。
- 2 第1種区画漁業権（のり養殖業）漁場及び当該漁場周辺に設けられた180メートル及び90メートルの大船通し、大潮通しの区域においては、のり養殖業の操業期間中は、養殖施設の周囲100メートル以内では操業してはならない。
- 3 使用する網の総延長は、450メートル（仕立上り）以下とする。
- 4 使用する漁具は1統でなければならない。
- 5 操業の際は、佐賀県が定める標旗を船舷上1.5メートル以上の高さに掲げなければならない。
- 6 ボンデンに設置する旗は水面から1m以上の高さに設置し、旗色は「上手側：赤、下手側：黒」又は「西側：赤、東側：黒」にしなければならない。

(標旗)



(参考：はえ縄漁業等の漁具の標識について) <佐賀県漁業調整規則>

第55条 はえ縄漁業、げんしき網漁業、固定式刺網漁業及び刺網漁業に従事する操業責任者は、その操業中、幹縄又は網の両端に、水面上1メートル以上の高さのボンデンをつけ、幹縄又は浮子網の中間に300メートルごとに浮標をつけなければならない。この場合、夜間においては、当該ボンデンに1キロメートル以上離れた場所から認識できる電灯その他の照明を掲げなければならない。

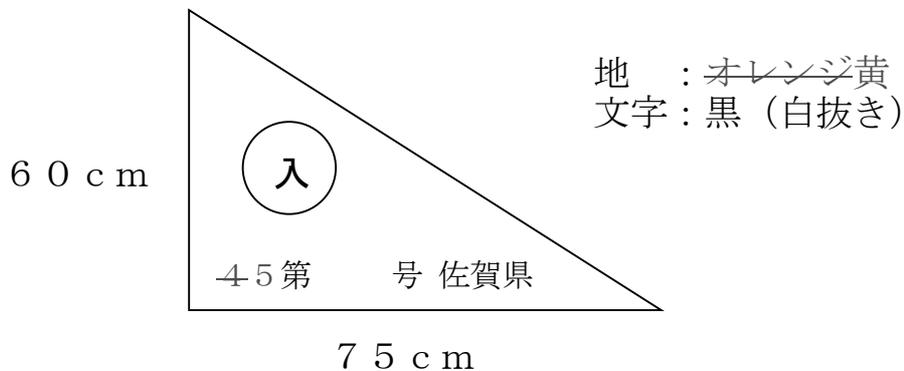
2 前項に規定する漁具の標識には、当該漁業を営む者の氏名又は名称及び住所を記載しなければならない。

(げんしき網 入漁)

条件

- 1 沖神瀬灯標を中心とした半径500メートル以内の区域及び夜灯鼻灯台から真方位45度00分、1,000メートルの点を中心とした半径500メートル以内の区域では操業してはならない。
- 2 使用する網の総延長は、450メートル（仕立上り）以下とする。
- 3 使用する漁具は1統でなければならない。
- 4 操業の際は、佐賀県が定める標旗を船舷上1.5メートル以上の高さに掲げなければならない。

(標旗)



(参考 : はえ縄漁業等の漁具の標識について) <佐賀県漁業調整規則>

第55条 はえ縄漁業、げんしき網漁業、固定式刺網漁業及び刺網漁業に従事する操業責任者は、その操業中、幹縄又は網の両端に、水面上1メートル以上の高さのボンデンをつけ、幹縄又は浮子網の中間に300メートルごとに浮標をつけなければならない。この場合、夜間においては、当該ボンデンに1キロメートル以上離れた場所から認識できる電灯その他の照明を掲げなければならない。

2 前項に規定する漁具の標識には、当該漁業を営む者の氏名又は名称及び住所を記載しなければならない。

水産第4104号

令和5年1月19日

佐賀県有明海区漁業調整委員会

会長 西久保 敏 様

佐賀県知事 山口 祥義



令和5年もがい特別採捕の許可方針（案）について（協議）

現在、佐賀県有明海漁業協同組合には、もがいひび建養殖業の区画漁業権を免許しているところですが、殻長3センチメートル以下のもがいについては、佐賀県漁業調整規則第37条第1項にて採捕を禁止しており、養殖した稚貝を採捕するためには、同規則第47条第1項の規定により特別採捕の許可を受ける必要があります。

つきましては、別添のとおり許可方針（案）を定めることについて、貴委員会の意見を求めます。

（担当：農林水産部水産課）

令和5年もがい特別採捕許可方針（案）

1 適用除外の事項

佐賀県漁業調整規則第37条第1項

2 採捕区域

もがいひび建養殖業（第1種区画漁業）漁場内

3 採捕期間

令和45年のり養殖支柱撤去完了日の翌日から令和45年8月31日まで

4 許可の有効期間

許可をした日から令和45年8月31日まで

5 使用漁具及び漁法

長柄じょれん

6 採捕に従事する者

もがいひび建養殖業（第1種区画漁業）を営む者であること。

7 許可の対象

佐賀県有明海漁業協同組合の代表理事組合長とする。

8 使用船舶

小型機船底びき網（長柄じょれん船びき）を使用する場合は、当該許可を受けた船舶を使用すること。

9 条件

（1）採捕時間は、次のとおりとする。

3月・・・・・・午前6時00分から午後6時00分まで

4月・・・・・・午前5時30分から午後7時00分まで

5月以降・・・・午前5時00分から午後7時30分まで

（2）操業の際は、県が定める標旗及び平成30年7月27日付け佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第41号（令和3年2月4日一部改正）に規定する標識旗（漁協標識旗）を、船舷上

1. 5メートル以上の高さに掲げなければならない。

（3）採捕終了後は、速やかに操業結果を県に報告しなければならない。

佐有漁協指第342号

令和4年12月14日

佐賀県農林水産部水産課

課長 中島 則久 様

佐賀県有明海漁業協同組合

代表理事組合長 西久保 敏

〈公印省略〉

令和4年度ウミタケ調査操業結果報告書の提出について

謹啓 時下益々御清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、令和4年度ウミタケ調査操業結果報告書を提出致しますので、よろしくお取り計らい下さいますようお願い申し上げます。

記

[提出書類]

- ・令和4年度ウミタケ調査操業結果報告書
- ・令和4年度ウミタケ調査操業採捕結果（ネジ棒）
- ・令和4年度ウミタケ調査操業採捕結果（簡易潜水器）
- ・令和4年度ウミタケ調査操業（ネジ棒）調査地点
- ・令和4年度ウミタケ調査操業（簡易潜水器）調査地点
- ・令和4年度ウミタケ調査操業水揚げ単価表（ネジ棒）
- ・令和4年度ウミタケ調査操業水揚げ単価表（簡易潜水器）

令和4年度 ウミタケ調査操業結果報告書

1. 調査の目的

有明海の特産種であるウミタケについて、資源を持続的に利用するために調査操業を行うことで、資源回復や資源管理に必要な情報を把握し、操業に向けた基準作りを検討していくことを目的として実施した。

2. 調査の方法

ネジ棒及び簡易潜水器を用いてウミタケの採捕を行い、生息状況（生息箇所・生息密度・採捕個数）を把握した。また、採捕したウミタケを市場に出荷し市場調査を行った。

(1) ネジ棒

令和4年3月に実施された生息状況調査により、高密度に生息が確認された早津江川筋（29号鋼管北西部）を集中して調査した。

(2) 簡易潜水器

令和4年3月に実施された生息状況調査により、高密度に生息が確認された早津江筋漁場（29号鋼管北西部）及び早津江筋漁場造成区（盛土区）を中心に、その周辺域の生息の広がり調査するとともに、佐賀県有明海区において過去に生息密度が比較的高かった箇所（操業実績のある箇所）の調査を行った。

(3) 市場調査

採捕したウミタケを筑後中部魚市場（一部直販所まえうみ）に出荷し調査を行った。

尚、採捕にあたっての全体の採捕数量は、佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第57号の適用除外を受けた、採捕数量である9,000個体を上限とすることを徹底した。

3. 調査年月日

(1) ネジ棒

令和4年6月8日、9日、10日、12日、13日（5日間）

(2) 簡易潜水器

令和4年6月16日、17日、20日、21日、22日、23日（6日間）

※ネジ棒及び簡易潜水器とも調査操業開始から2時間を目処に実施した。

4. 調査操業漁船

ネジ棒5隻・簡易潜水器5隻

5. 調査操業結果

(1) ネジ棒の概況

6月8日、9日、10日、12日、13日の5日間、ネジ棒5隻/1日により、生息状況調査を実施し高密度に生息が確認された29号鋼管北西部(地図地点①)をGPSによりピンポイントで確認し、その地点を中心に広く5隻で集中して調査した結果、1日2時間程度の操業で1日1隻あたり78個体~172個体(1日1隻あたり平均137個体)の採捕となった。

尚、過去に採捕実績のある地点①の航路の上流部(地点②、③)においても操業を行ったが、採捕された個体は無かった。

また、今回はネジ棒技術の継承として、各船に1名ずつ若手漁業者が乗船し、技術指導を受けながら同様に操業を行った。

(2) 簡易潜水器の概況

6月16日、17日、20日、21日、22日、23日の6日間、簡易潜水器5隻/1日により、生息状況調査を実施し高密度に生息が確認された、早津江筋漁場造成区(盛土区)を中心に、その周辺域の生息の広がりを調査するとともに、佐賀県有明海区において過去に生息密度が比較的高かった箇所(操業実績のある箇所)調査を行った結果、1日2時間程度の操業で1隻あたり120~250個体(1日1隻あたり平均173個体)の採捕となった。

尚、採捕された箇所は、早津江筋漁場造成区(盛土区)が83.5%、早津江筋漁場(29号鋼管北西部)で約16%となり、この2カ所で99%以上の漁獲割合となった。

過去に操業実績のある9箇所で調査操業が行われたが、別紙、調査地点⑧で10個体、⑨で5個体、⑩で10個体が採捕されたのみで、その他の箇所での採捕はなかった。

(3) 市場調査の概況

採捕したウミタケは、筑後中部魚市場およびまえうみに出荷した。

ネジ棒は1箱(20個体~45個体入り)で、3,500円~12,000円、簡易潜水器は1箱(14個体~35個体入り)で4,500円~22,000円の値が付いた。

また、1日・1隻あたりで算出すると、ネジ棒は1日・1隻あたり34,767円(税別)、簡易潜水器は1日・1隻あたり82,516円(税別)となった。

◎農林水産大臣が管轄する漁場に関する委員会等の協議の主な経緯

年月日	回次	佐賀県	福岡県	確定内容又は九調
H20.9.1	331			協定書のほか、確認書を新たに追加し継続 ・区画免許交付
H20.12.3	332			議題・発言なし
H21.3.10	333	・漁場計画提案	・漁場計画提案	・継続審議
H21.4.24	334	・入漁への配慮を了承	・協定の趣旨を尊重し、佐賀県計画を了承 ・養殖場の目印を要望 ・入漁について配慮を要望	・区画漁業権漁場計画を承認 ・入漁については配慮を了承
H21.6.2	335			議題・発言なし
H21.8.25	336			
H21.11.26	337			
H22.3.11	338			
H22.6.3	339			
H22.8.26	340			
H22.11.16	341			
H23.3.24	342			
H23.5.31	343		・養殖場の目印を要望	(議長権限で割愛)
H23.8.29	344			議題・発言なし
H23.12.2	345			
H24.4.5	346			
H24.6.4	347			(九)連調委、単海区漁調委で協議するよう要請
H24.8.28	348			(九)連調委、単海区漁調委で協議するよう要請
H25.1.18	349	・3条及び5条は廃止すべき ・3条及び5条がなくなっても、入漁が禁止ということではない。 ・稚貝が立ったところしか育たないから、稚貝が立った場所を養殖場にしてきた。	・協定書は、両県の漁業者が漁業秩序維持のため必要 ・協定書について両県の考え方に差が認められる ・入漁実績があり3条、5条は維持 ・(佐賀県の)区画漁業権の拡大により、福岡漁業者の入漁可能な場所が減少	・協定の更新内容について継続協議
H25.4.3	350			議題・発言なし
H25.5.28	351	・佐賀県の海域について、県が漁場計画をたてていくためには、5条(特に1項)を削減 ・資源が厳しい状況の中で、入漁は入漁として福佐両県のそれぞれの海域でそれぞれの漁場計画を立てることを前向きにできないか。 ・漁場づくりを実施することが第一番 ・稚貝がたつ場所は養殖場にはいけないとあるが、これまで稚貝が立つ場所しか育たないためそのような場所を養殖場にしてきた	・3条、5条含め協定は必要(現状維持) ・入漁実態(もがい採捕実績)があり、実績を尊重し条文削除は不可能 ・福佐協定3条、5条がある限り振興策が取れないということはない ・稚貝が立つところが養殖場になってきたので入漁できる漁場が減少	・「福佐協定は必要」 ・福佐条文で両県の考えが相違、改めて継続審議 ・資源状況も協定を考える上で大事なこと
H25.7.23	352	・福佐協定には「稚貝の大量発生区域」という言葉があるが、現在そのようなところはない。3条、5条は廃止し、両県は自前の漁場で成り立つべき。 ・九調にも協定が前進する算段をつけてほしい。	・協定書3条、5条は漁場利用実績を尊重するというのが漁業調整の基本となり、そこから出発 ・3条&5条含め協定は必要(現状維持) ・福佐協定の協議の進展がないのは、それだけ重要なことだということ ・漁業調整の基本は実績を尊重するのが原則。 ・漁業の情勢が大きく変わらなければ協定書を変えることは難しい	・文言を変えずに7月23日付けで協定書、確認書を締結 ・九調は当事者ではなく立会人 ・少なくとも年1回、福佐連調委の議題とすることを確認
H25.8.27	353			(九)協定締結の報告
H26.5.19	354			議題・発言なし
H26.8.27	355			(九)「有明海の農林水産大臣管轄海域と佐賀・福岡両県の協定」を説明
H27.6.1	356			議題・発言なし
H27.9.1	357			「◎農林水産大臣が管轄する漁場に関する委員会等の協議の主な経緯」で両県意見を確認
H28.6.7	358			議題・発言なし
H28.9.7	359			(九)「有明海の農林水産大臣管轄海域と佐賀・福岡両県の協定(資料)」を説明
H29.5.29	360			議題・発言なし
H29.8.30	361			「農林水産大臣が管轄する漁場に関する委員会等の協議の主な経緯」を事務局から説明

◎ 農林水産大臣が管轄する漁場に関する委員会等の協議の主な経緯

年月日	回次	佐賀県	福岡県	確定内容又は九調
H29.9.28	362	<ul style="list-style-type: none"> ・4項目の質問について福岡県の認識を確認。 ※4項目 ・「関係漁場」設定の趣旨 ・「関係漁場」の場所の確認 ・確認書の「漁場計画を最大限尊重する」の考え方 ・協定書第5条「公正な措置をとる」の考え方 	<ul style="list-style-type: none"> ・4項目の認識を回答。 	「農林水産大臣が管轄する漁場に関する委員会等の協議の主な経緯」を事務局から説明
H30.1.18	363		<ul style="list-style-type: none"> ・現行内容での更新を要望。 	(九)免許切替と協定のスケジュールを説明(手続きを進める上で6月までを目途に協定更新を依頼)
H30.3.15	364	<ul style="list-style-type: none"> ・現行協定が最終的な結論でない。 ・第5条の稚貝多量発生・非発生区域の確認方法。 ・確認書の最大限尊重の前向きな運用を要望。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現行協定で漁業秩序が維持されていることから、協定書結びの「両県は本協定が～速やかに最終的妥協点」は不要ではないか ・稚貝は、自然発生したものを皆で有効に利用することが基本であるが、別利用を検討する余地もあり。 	(九)6月までを目途に協定更新を依頼。
H30.5.24	365	<ul style="list-style-type: none"> ・農区が存在することがあたりまえのことかを議論する必要あり。 ・第5条について前向きな解釈ができないか。 ・貝類の区画を各々の県が樹立ができるようにするための方策づくりが必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現行協定の早期締結を要望 ・現行の協定と紛争抑制を図るための共通海域としての農林水産大臣管轄漁場の設定という制度が、長年、漁業秩序を維持する役割を果たしている ・現体制(現行福佐協定+農区)をお互いが協調しながら維持していくことが最良と認識 ・現状でお互いが話し合いながら、その中でうまく調整、調和を図りながら進めるのがベスト 	(九)6月までを目途に協定更新を依頼。
H30.6.18	366	<ul style="list-style-type: none"> ・現行協定書及び確認書の内容での締結に関してやぶさかではない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現行協定の内容で早期締結を要望。 	<ul style="list-style-type: none"> ・文言を変えずに6月18日付けで協定書、確認書を締結。 ・少なくとも年1回、福佐連調委の議題とすることを確認。
H30.8.22	367	<p>(両県行政間協議)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「あばきのたお」の場所は、両県の事務局間で意見が一致。 ・「中島川みおすじ」の場所は、両県の事務局間では結論に至らず。 		<ul style="list-style-type: none"> ・福佐協定書締結結果の報告。「中島川のみおすじ」、「あばきのたお」の場所に関する協議結果を報告。 ・「中島川のみおすじ」は場所の特定には至らず、3月の委員会でも継続審議。
H31.3.25	368	<ul style="list-style-type: none"> ・「あばきのたお」の場所が特定。佐賀福岡両県間で意見が一致し場所が確定。 ・「中島川みおすじ」は、場所が特定できず、両県間で結論に至らず。 		<ul style="list-style-type: none"> ・福佐協定書第3条記載の「中島川みおすじ」の場所は特定できなかったものの、名称は維持し、今後協議する場面が出てくれば必要に応じて具体的に協議することで承認。
R1.5.13	369			議題・発言なし
R1.8.28	370			議題・発言なし
R2.3.23	371			・漁業法改正に伴う「福佐協定書」条項のズレを報告。
R2.7.27	372			議題・発言なし
R3.3.19	373			・漁業法改正に伴う「福佐協定書」条項ズレについて、次回更新まで読み替えて対処することを確認。
R3.7.8	374			議題・発言なし
R4.3.24	375			・「福佐協定書」の内容を説明。
R4.7.13	376			「農林水産大臣が管轄する漁場に関する委員会等の協議の主な経緯」を事務局から説明
R4.11.21	377	<ul style="list-style-type: none"> ・3条は廃止。5条は見直し。 ・今の有明海を見ると二枚貝が相当減ってきた。 ・両県の漁場計画をたてる場合は、3条に委員会の同意が必要との記載がある。 ・有明海再生には、両県とも踏み込んだ事業が必要であるが、3条により事業が難しくなっている。 ・廃止まではいかなくとも見直し程度は協議していく必要がある。 ・3条記載の「中島川のみおすじ」は確定すべき。(協定書現状維持の場合。) 	<ul style="list-style-type: none"> ・協定書は現行のまま更新。 ・過去の操業実績を入漁により確保できるよう、具体的に漁場計画の策定ルールを定めた重要な条文。 ・仮に3条撤廃、5条を見直しとなると、実質上入漁操業の締め出しにつながる。 ・農区漁場、農区の漁場外であっても、共同の漁業を入漁という形で平等性をもってできるようにする共通のルールがある。協定書の締結の精神をしっかりと汲んだものとしてもらいたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・協定の更新について両県で意見の相違があり継続協議。 ・事務局間協議や各単海区委員会でしっかり協議することを確認。
R5.2.21	378			
R5.〇.〇	379			

大臣管轄海域の福佐協定書締結までの協議スケジュール（案）

年度	月	福佐賀連調委	各県単海区	事務担当者会議等	
令和4年度	4				
	5			・大臣免許担当者会議①（九調：5/26） 免許切替事務スケジュール等の説明	
	6				
	7	委員会開催（佐賀市：7/13） ・福佐協定の協議の経緯説明 ・協定書等の協議依頼、スケジュール提示（九調より）	佐賀有区委員会（7/27） 福佐協定の協議の経緯説明		
	8		佐賀有区委員会（8/22） ・協定書両県意見相違の論点説明 ⇒3条、5条を改廃。関係漁場を確定 ・大臣免許を希望する公文書提出依頼		
	9		佐賀有区委員会（9/27） 協定書に関する佐賀県意見、大臣免許を希望する文書の協議	・福佐事務局間協議①（佐賀：9/7） ⇒意見の相違。スケジュール等の確認 ・大臣免許を希望する公文書の発出（九調）	
	10			・大臣免許担当者会議②（九調：10/13） 海区漁場計画樹立に関する基本方針等 ・福佐事務局間協議②（福岡：10/13）	
	11	委員会開催（柳川市：11月21日） ・大臣免許を希望する公文書の発出を了承 ・協定書締結に向けた協議 ・海区漁場計画樹立に関する基本方針案の審議	佐賀有区委員会（11月21日）		
	12		佐賀有区委員会（12月13日） 海区漁場計画案協議	・福佐事務局間協議③（佐賀：12月20日）	
	令和5年度	1		佐賀有区委員会（1月26日）	・福佐事務局間協議④（福岡：1月下旬頃？）
		2	委員会開催（佐賀市：2/21 13時～） 福佐協定締結の目安 関係漁場の両県漁場計画案協議	佐賀有区委員会（2/21 15時～）	
3					
4		漁場計画の決定及び公示（HP掲載）			
5					
6					
7					
8					
9		農区における漁業の免許			

※委員会、会議等の日程は、協議の状況次第で変更の可能性あり